

第 5 1 2 回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和4年11月25日（金） 午後1時58分																
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室																
議 題	<p>第1号議案 はえ縄漁業について（委員会指示）</p> <p>第2号議案 はまぐりの採捕数量制限について（海面利用協議会への諮問）</p> <p>第3号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について（海面利用協議会への諮問）</p> <p>第4号議案 全長30センチメートル未満のひらめの採捕禁止について（海面利用協議会への諮問）</p> <p>第5号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について（海面利用協議会への諮問）</p> <p>第6号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について（海面利用協議会への諮問）</p> <p>第7号議案 茨城海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針について（協議）</p> <p>第8号議案 漁業権一斉切替えのスケジュール・基本方針について（協議）</p>																
報告事項	<p>(1)かじき釣（トローリング）大会の結果について</p> <p>(2)ヒラメ資源について</p> <p>(3)鹿島灘はまぐりの資源動向について</p>																
出席委員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 番 高濱 芳明</td> <td>3 番 磯前 昌宏</td> <td>5 番 鈴木 稔</td> </tr> <tr> <td>6 番 根本 経子</td> <td>7 番 木村 勲</td> <td>8 番 村中 均</td> </tr> <tr> <td>10 番 岡田 英男</td> <td>11 番 青木 憲明</td> <td>12 番 長岡 浩二</td> </tr> <tr> <td>13 番 日向野 純也</td> <td>15 番 宇佐美 正義</td> <td>16 番 湯浅 一夫</td> </tr> <tr> <td>17 番 関根 孝明</td> <td>18 番 根本 正明</td> <td>19 番 吉田 彰宏</td> </tr> </table>	1 番 高濱 芳明	3 番 磯前 昌宏	5 番 鈴木 稔	6 番 根本 経子	7 番 木村 勲	8 番 村中 均	10 番 岡田 英男	11 番 青木 憲明	12 番 長岡 浩二	13 番 日向野 純也	15 番 宇佐美 正義	16 番 湯浅 一夫	17 番 関根 孝明	18 番 根本 正明	19 番 吉田 彰宏	
1 番 高濱 芳明	3 番 磯前 昌宏	5 番 鈴木 稔															
6 番 根本 経子	7 番 木村 勲	8 番 村中 均															
10 番 岡田 英男	11 番 青木 憲明	12 番 長岡 浩二															
13 番 日向野 純也	15 番 宇佐美 正義	16 番 湯浅 一夫															
17 番 関根 孝明	18 番 根本 正明	19 番 吉田 彰宏															
欠席委員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>2 番 飛田 正美</td> <td>14 番 鈴木 正特</td> </tr> </table>	2 番 飛田 正美	14 番 鈴木 正特														
2 番 飛田 正美	14 番 鈴木 正特																
県側出席者	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>農林水産部 次長兼漁政課長</td> <td>青木 雅志</td> </tr> <tr> <td>〃 漁政課課長補佐</td> <td>鴨下 真吾</td> </tr> <tr> <td>水産試験場 場 長</td> <td>富永 敦</td> </tr> <tr> <td>水産試験場 定着性資源部長</td> <td>黒山 忠明</td> </tr> <tr> <td>水産試験場 技 師</td> <td>関根 和輝</td> </tr> <tr> <td>水産試験場 技 師</td> <td>水谷 宏太</td> </tr> <tr> <td>政策企画部 地域振興課ひたちなか整備室</td> <td>課長補佐 益子 学</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃</td> <td>主 事 山田 彬央</td> </tr> </table>	農林水産部 次長兼漁政課長	青木 雅志	〃 漁政課課長補佐	鴨下 真吾	水産試験場 場 長	富永 敦	水産試験場 定着性資源部長	黒山 忠明	水産試験場 技 師	関根 和輝	水産試験場 技 師	水谷 宏太	政策企画部 地域振興課ひたちなか整備室	課長補佐 益子 学	〃 〃 〃	主 事 山田 彬央
農林水産部 次長兼漁政課長	青木 雅志																
〃 漁政課課長補佐	鴨下 真吾																
水産試験場 場 長	富永 敦																
水産試験場 定着性資源部長	黒山 忠明																
水産試験場 技 師	関根 和輝																
水産試験場 技 師	水谷 宏太																
政策企画部 地域振興課ひたちなか整備室	課長補佐 益子 学																
〃 〃 〃	主 事 山田 彬央																
事務局	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>事務局長</td> <td>根本 孝</td> </tr> <tr> <td>副 主 査</td> <td>細金 正勇</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>小沼 智恵美</td> </tr> </table>	事務局長	根本 孝	副 主 査	細金 正勇	主 任	小沼 智恵美										
事務局長	根本 孝																
副 主 査	細金 正勇																
主 任	小沼 智恵美																

議事録署名人	17番 関根 孝明 18番 根本 正明
議長	1番 高濱 芳明
会議内容	開会 午後1時58分
根本事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認、高濱会長に挨拶を依頼〕
高濱会長	<p>こんにちは。本日の委員会は、前회가7月に開かれてからの開催でございます、久しぶりの開催となります。委員各位におかれましては、忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>熱狂的なサッカーファンからクレームが来そうですね、一昨日のドイツ戦の勝利でにわかにワールドカップの盛り上がりを見せてきているところです。ちなみに、私は日本がPKを与えた時点でテレビのスイッチをオフにした派でございます。テレビを通して応援風景の絵面をみてみますと、現地カタールなど外国ではマスクをしている方がほとんどいなくて、こんなに騒いで大丈夫なのかなと少々心配になっているところです。日本でも年末にかけてこれから行事がいろいろと重なる中で、コロナ第8波だけでなくインフルエンザの拡大も懸念されまして、ワクチンで武装されている方も少なからずいらっしゃると思いますが、まだまだ気を抜けない状況が続くものとしなければならないと思う次第でございます。</p> <p>水産のことについて、二つほど申し上げたいと思います。一つ目ですが、水産庁は水産物の消費量が長期的に減少している中で、水産物の消費拡大を推進するため、毎月3日から7日までを「魚の日」に制定したとのこと。日本人の消費量は2001年度の40.2キログラムをピークに2020年度の23.4キログラムまで減少して、約50年前の水準をも下回っているそうです。「魚の日」をきっかけに、消費者の方々に改めて魚を食べることの魅力を再発見していただいて、需要が伸びることに期待したいと思うところでございます。</p> <p>二つ目ですが、本県沿岸漁業ですけれど、秋シラスについては、最近の単価としては品物も良くて千円を超える日も多いというふうには伺っておりますが、そこで量が伸びてくれればすごくいいことなんですけど、その部分については昨年に届かないと伺っております。これからは、メジマグロやタコなどの主漁期に入ってまいりますので、こちらの方で豊漁になればと思う次第でございます。</p> <p>さて本日の議題ですけれど、「はえ縄漁業について」の委員会指示、それからはまぐりやヒラメ、サケにかかる採捕禁止や数量制限等についての海面利用協議会への諮問5議題、また、委員会指示違反に対する処分方針などの2議案、合わせて8議案、さらには、かじきトローリング大会の結果、水産試験場からの二つの報告となっております。議題等多数の中で議題の軽重を述べるつもりはございませんけれど、年度更新のもの、新たにちょっと重たい、これは大切なという意味でございますけど、案件もでございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、よろしく御審議の程お願い申し上げる次第でございます。</p>

根本事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項によりまして、会長が議長となることになっておりますので、会長に議長をよろしく願いいたします。</p>
高濱議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>それでは、事務局から出席委員の報告をお願いいたします。</p>
根本事務局長	<p>はい。現委員17名のうち、現在の出席は15名でございます。欠席委員は2名。欠席委員は、2番の飛田会長代理、14番の鈴木正特委員でございます。本日過半数の御出席を頂いておりますので、漁業法第145条の規定によりまして、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。</p>
高濱議長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名人の選出でございますが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私のほうから指名させていただきます。17番の関根委員、18番の根本正明委員をお願い申し上げます。</p>
高濱議長	<p>それでは、議題に入ります。はじめに第1号議案、毎年発動している「はえ縄漁業について」の委員会指示でございます。事務局から説明願います。</p>
細金副主査	<p>(資料1-1、1-2により説明)</p>
高濱議長	<p>はい、これは来年3月に期限が切れるはえ縄の委員会指示を改めて出す、というものでございます。ただ今の説明に関しまして、ご意見・ご質問等あればお願いします。</p>
7番 木村委員	<p>いいかな。</p>
高濱議長	<p>はいどうぞ、木村委員。</p>
7番 木村委員	<p>久慈町（漁協）からも今度のはえ縄で申請してるんですが、これは許可制になるんですか。どうなるの、このはえ縄は。</p>
高濱議長	<p>はい、では事務局で。</p>
細金副主査	<p>委員会承認となります。</p>
7番 木村委員	<p>そうですか。これはやっぱり、申請した人はできると、こういうことではないんですか。</p>
高濱議長	<p>はい、回答をお願いします。</p>
細金副主査	<p>はい、隻数に上限はございませんので、前年実績がある方、及び委員会で必要があると認めた方については承認となります。</p>

7番 木村委員	ああ、そうですか、はい。
高濱議長	よろしいですか。
7番 木村委員	はい。
高濱議長	他にございますか。
15番 宇佐美委員	(挙手)
高濱議長	はいどうぞ、宇佐美委員。
15番 宇佐美委員	久慈地区では今までやってないんですけども、船曳船あたりとか、夏場なんか建網とか、網を入れることがありますよね。これは地先の協議で、どういう方法ではえ縄をかくとか、上がる時間とか、そういうのはやっぱり許可制じゃないから自由っていうことなんですか。地先でやっぱり、協議するっていう形を取るわけですか。
高濱議長	回答お願いします。
根本事務局長	はい、ただいまの御質問につきましては、資料1の2の2ページの図の所にごございますけど、地先につきましては、場所にもよりますが、委員の所在のところでございますと、10メートル以浅は操業できないことになっております。ただし、当該共同漁業権を持っている漁協の同意が得られる場合は入れるという形で運用しております。ですので、原則として10メートル以浅は禁止という形になります。
高濱議長	よろしいですか。
15番 宇佐美委員	はい。
高濱議長	ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	ほかになければ、原案のとおり委員会指示を発動することに、御異議ございませんでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
高濱議長	はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり委員会指示を発動することを決定いたします。
高濱議長	続きまして、第2号議案でございます。 最近、茨城でのハマグリの特産品の横行に関する報道が少なからずみられてい

ますが、その対応の一環として新たな委員会指示を発動しようというもので、その指示案について海面利用協議会へ諮問するものでございます。

では、第2号議案「はまぐりの採捕数量制限について」、現状と今後の方向性を含めて、漁政課から説明願います。

鴨下補佐

(資料2-1、2-2 により説明)

高濱議長”

はい、ありがとうございます。こちらの議案でございますが、委員会指示については今回新たに指示を出そうとするものでございます。新たに第1、第2サンビーチでの潮干狩りに、一人1キログラムまでの規制をきちんと委員会指示として出してもらいたい、との要望が地元から上がっていることからの提案でございます。あまりにも無秩序に採られてしまっているという、現状に鑑みてのことでございます。

ただ今の説明に関しまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

12番 長岡委員

いいですか。

高濱議長

はい、長岡委員。

12番 長岡委員

今、大洗はともかく鹿島、平井の話なんですけど、これは密漁する一般の人もあるし、漁業者に対しても罰則の対象になるわけですよね。もしそういう所でやったら。

鴨下補佐

そうですね。

12番 長岡委員

そういう(摘発件数が)3倍なんてことはね。はまぐりを誰もが獲るわけじゃないんだよね、実情で。漁業者も違反して獲るわけじゃないんですよ。平井浜というのは鹿島船は操業しないけど、密漁はあると思います、とにかく。親貝としたらとんでもない、皆さん驚くくらいのもがある。でも、そのまま放置することは鹿島としてはできないよね。この間もお話したよね。ルールを厳しくするのはかまわない、3倍厳しくしても10倍厳しくしてもかまわないんだけど、やはりそのはまぐりを鹿島の自主保護区域へ移動させてもらいたいんだよね、それを。漁業者のために使えるように。そ以前の打合せでは移植を認めて欲しいので、それを条件に承認したわけだから。

鴨下補佐

平井浜の状況ですけど、漁業権を設けておりませんので放置というよりは、許可上もできないところですので操業はできません。それは大洗も同じです。

12番 長岡委員

3カ所同じですね。

鴨下補佐

移植放流する場合はですね、承認を取っていただければできるような体制になっています。

12番 長岡委員	<p>そのような形で、やはり狭い中で育って、はまぐりだって30センチも40センチも上に上がれば全滅しちゃうから。やはりある程度下を掻き回して、やってやればはまぐりも長く生きるから。それで鹿島地区というのは、栽培漁業として平井地区へはまぐりを放流しているんだよね、県の方でね。採捕者が目白押しの所へわざわざ放流していくってことは無いよね。漁業者のためにやるなら100メートル北へ行けば放流でいい。そのためにも、漁業者のためにやっているならばそれをきれいに獲って、一般の漁業者が獲れる漁場を作ってもらいたいですね。それを了解してください。それならうちの方では何もないですから。</p>
鴨下補佐	<p>移植放流については、繰り返しになりますが、委員会承認でできることになっています。</p>
12番 長岡委員	<p>お願いします、みんなやっぱりするためになるようにお願いします。以上です。</p>
高濱議長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>
(委員)	<p>(特になし)</p>
高濱議長	<p>よろしいですか。 それでは他になければ、原案のとおり茨城県海面利用協議会へ諮問することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>
(委員)	<p>(「異議なし」の声)</p>
高濱議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり諮問することに決定いたします。</p>
高濱議長	<p>続きまして、第3号議案から第6号議案までになりますが、こちらにつきましては毎年同じ内容で発動している委員会指示についてでありまして、海面利用協議会へ諮問しようとするものでございます。 そこで、第3号議案から、第4号、第5号、第6号議案まで、4つの議案を続けて、事務局、漁政課から説明をお願いしたいと存じます。</p>
細金副主査	<p>(資料3-1から6-2 により説明)</p>
鴨下補佐	<p>(資料6-3 により説明)</p>
高濱議長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今の説明、4つになりますけど、保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止であり、ひらめのサイズ制限であり、また河口区域でのサケ等の採捕禁止、さらにはひらめ活き餌釣りの制限についての4つの議案について説明していただきました。この件に関しまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
(委員)	<p>(特になし)</p>

高濱議長 よろしいでしょうか。
特になければ、第3号議案から第6号議案について、原案のとおり茨城県海面利用協議会へ諮問することに、ご異議ございませんでしょうか。

(委員) (「異議なし」の声)

高濱議長 はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり諮問することに決定いたします。

高濱議長 続きまして、協議となりますが、第7号議案「漁茨城海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針について」でございます。事務局から説明願います。

細金副主査 (資料7-1、7-2 により説明)

高濱議長 はい、ありがとうございます。説明のとおり、海上保安部にもしっかり漁業取締に対応いただいているところがございますけれど、一部資源の利用者にあつては、委員会指示に現在は罰則がないことをいいことに、平気で委員会指示違反を行う者がいることは非常に問題だと思っております。委員会制度、ひいては漁業制度を軽視するものとして、はなはだ遺憾と思うところです。
ただ今の説明に関しまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたしますと存じます。

12番 長岡委員 いいですか。

高濱議長 はい、長岡委員。

12番 長岡委員 この指示はどんどん、もっと厳しくしてもいいと思います。やはり、鹿島でも、この間100キロぐらい東京の人が採っています。それで保安部を呼んだんですけど、ここは処罰できない水面ということで、やはりそれがいろんな人に伝わっちゃうと自由な形になっちゃうから、この区域3カ所は徹底的にもっと重くても自分らはいいと思っています。やっぱり、どうしてもそういう人は増えていくから、完全にそれを止めるというのはできないと思いますからね。漁業者が注意できない場所だから、一般の人はどんどんやりますから。漁業者が「そこは獲らないでよ」と言ったって、「関係ない」と言われたらそれで終わりですからね。毎日監視が付いているわけじゃないから、やっぱりその罰則というのはできればもっと強くても自分らはいいと思いますね。以上です。

高濱議長 このことに対して、何かありますか。コメントありますか。

根本事務局長 はい、委員御指摘の保護区域での指示違反の採捕の現状につきましては、海上保安部の方で特に重視しておりまして、日常的に取締りを行っています。漁政課分室も同じくやっておりまして、たいていの場合は口頭による注意ということで、基本的には(放流に)応じてるところなんですけど、あまりにも看過できない場合は、海上保安部の先ほどの報告にありましたように、いろいろな手段で人物を特定するというのをしておりますので、そこまで

情報が揃った場合は今回のように、一歩ずつしっかりと対応していく、というようにしています。

12番 長岡委員

よろしくをお願いします。

根本事務局長

知事の裏付け命令で再度違反したときに、その委員会指示は3年間で考えていますけど、有効期間中でありますと再びやった場合は漁業法違反になりまして1年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金、科料になるという罰則が適用になるということで対応していくということになります。

高濱議長

ほかにございますでしょうか。

6番 根本経子委員

(挙手)

高濱議長

はい、根本経子委員。

6番 根本経子委員

基本的なことで申し訳ないんですけど、この保護区域を作るということは、そこではまぐりを保護してそれがたくさん増えたら、それが育ってどんどん大きくなって、それがその区域以外にはまぐりが移動していくんでしょうか。そのための保護なんですか。

高濱議長

では、漁政課で。

鴨下補佐

保護区域を定めている所は漁業権がないところでして、漁業者さんも採捕できないんですけど、かといって自由にしてしまうと鹿島灘全体のはまぐり資源が自由に獲られてしまうということになります。はまぐり自体はそれほど動きはしません、人為的に動かして自分の漁場に持って行くということもありますし、あとはそこに残っているはまぐりが親となって卵を産んで鹿島灘全体の大量発生元になるものですから、そういうものを守っていかなければならないという二つの意味で保護区域が必要だと考えています。

6番 根本経子委員

そうすると一般の人がたくさん採っていったんでは良くないということですね、当たり前ですけど。少しずつなら、1キロくらいならいいけど、そんなにたくさんあるというのがわかるから獲りに来るとおっしゃっていましたよね、鹿島の方で。そうするとそんなにたまっちゃっていいのか、少し保護区域をずらすとかなないのかなというふうにも思いました。とにかく、これからの資源を守るためにも保護は必要だとは思いますが、いろいろな工夫がもう少しあってもいいのかなと、素人みたいなことで申し訳ないんですけど、よろしくお願いたします。

高濱議長

この件に対して回答できますか。

鴨下補佐

保護区域は大洗第3サンビーチと鹿島の平井浜に設けておりますが、漁業権がないことでガードがないということで委員会指示を出してもらい保護している。漁業権があるところだとそこはもう漁業権で守られている、一番強い漁

業権ですので、このあとお話ししますが、漁業権があるところは改めて保護区域を設定する必要は無いということです。

6番 根本経子委員

漁業権ですね、これからのお話聞かせていただきます。

高濱議長

ほかにございますでしょうか。

13番 日向野委員

いいでしょうか。

高濱議長

はい、日向野委員。

13番 日向野委員

質問になりますけれども、資料7-1の1ページの第1の違反者に対する処分の種類というのは、一番下の(4)、「承認取消」というのがございますね、こちらが一番厳しい処分ということに分類されるのかなと思うんですけども、こちら漁業等の承認を受けている場合はその承認を取り消すことをいう内容でございますけれども、具体的にはどのようなことなのかということと、それから全く漁業と関係ない一般の人がいた場合、そういう人が常習的に行っていた場合の実効性というのはどういうふうを考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

根本事務局長

承認の取消については、委員会指示は基本的に何々をしてはいけないというふうになっていますけど、例えば試験研究の目的であるとか、稚魚の移植放流といった目的で、特別に獲りたい、その期間にやりたいという申請については、その内容に応じて承認するという事でその行為を認める、そういうふうに特別に許可を得た人がその許可の範囲を超えてやった場合は、その人の承認は取り消しますという限定的な対応になります。ですから実際にこういう承認をする人は、漁業関係者であるとか、あるいは研究機関であるといった場合を基本的に想定しておりますので、一般の人が獲りたいから承認をくれということについては、対応しないという形でやっております。

13番 日向野委員

そもそも承認しない、ということですね。

根本事務局長

そもそも承認の許可が下りないような案件ということです。ですから、一般の人がはまぐりがあるから獲ってしまうというのは完全に未承認であるし、承認申請が来ても承認されないから、常に未承認状態になる。一般の人が違反したもへの対応は警告か、知事への裏付命令申請ということで対応する、というふうになります。

13番 日向野委員

そうすると、今資料の3ページ目にある別表2「違反の程度、違反回数に応じた処分等の内容」のところの「重大な違反」があったということで初回、2回目、3回目以降とあって、3回目以降は裏付命令申請というのは書かれていませんけど、一般の人が重大な違反をした場合は2回目で検挙に至る可能性がある、そういうイメージでよろしいですか。

根本事務局長	そうですね、2回目は検挙ではなくて知事への裏付命令申請ということで、そこで根拠のある命令書をその人は受け取る可能性が出てくるということになりまして、3回目以降「新規の承認をしない」というのは、事実上一般の人には関係ないというところであります。
13番 日向野委員	ということは、承認云々ということに関しては、試験研究機関であるとか、漁業者であるとか、そういったところを対象にしているということですか。
根本事務局長	実態としては、そういう違反が出てくるというのは想定してない、ということですね。紳士協定はちゃんと守ってもらえるという相手に承認しているものですから、想定されないというところですよ。作りとしましては、このようになっています。「重大な違反」は1回目でも警告それ以上になっていますけど、やはりそれは捜査機関、司法機関がきちんと特定した人という報告が上がってきた場合に対応するというので、通常の場合は口頭注意で呼びかけるということが基本的な委員会指示の適用、対応の仕方となります。最近特に悪質と思われる言動とか、対応のものがみられるということで、保安部も非常に重視しているということもあわせて、委員会指示を出す方としても違反にきちんと対応できるようにしたいということで今回提案させていただきました。
13番 日向野委員	はい、ありがとうございました。
6番 根本経子委員	(挙手)
高濱議長	はい、根本経子委員。
6番 根本経子委員	そうすると、承認した人に対しては厳しいけれど、一般の人の違反に関してはそんなに変わりがないですか、これ。結局、知事の方の裏付命令についても文書が来るというだけですよ。承認が無く一般的に獲っている人に対しての処分というのは、そんなには変わらないのかなと思ってしまったんですけど、違いますか。
根本事務局長	この規程がある前までは、事実上一般の人が委員会指示違反をしても、なかなか直接にアクションが委員会としてできなかったんですね。その一つの理由は、その人に罰則を適用するには人物を特定した上で漁業法による命令をした上でもう一度違反を現認する、そこまで行く必要がある。するとその場合、違反を見つけたときにその人を特定するというのが非常に、一般の場合は難しい訳ですね、どこの誰だかわからない訳ですね。そこを取締機関はいろいろな方法で、程度にもよりますが、たくさん獲って態度も悪くて悪質性が強いというものについては、いろいろな手段で人物を特定するというところまでできますので、そういうところまでの情報が来た場合は委員会としてはきちんと対応していくということになります。一般の人が、等しく違反はしているんですけど、悪質なものからきちんと対すると、それ以外については啓発活動、呼びかけで理解してもらって、紳士協定を理解してもらおうということが基本的な対応の仕方になります。

6番 根本経子委員	はい、ありがとうございます。
19番 吉田委員	いいですか。
高濱議長	はいどうぞ、吉田委員。
19番 吉田委員	先ほどの説明の中で、最後に資料で20キロ獲った人については、警告の文書出すっていう話なんですか。
根本事務局長	はい。
19番 吉田委員	というのはここにある二人でしたかね、名前もわかっている、その人については資料7-1の5ページにある上の警告の文書を出すっていうことでいいんですね。
根本事務局長	はい。
19番 吉田委員	出すんですね。併せてそれよりひどいときには(3)に移って知事の裏付命令申請を出すことによって、この人に対しては法的な措置を取る、そういう流れでいいんですね。
根本事務局長	はい。そうです。 今回の場合は、今走ってる委員会指示はこの3月で切れてしまうので、裏付命令申請をやってもその時には命令が切れている可能性があるので、今回は放流もしているので、警告で。
19番 吉田委員	警告文でやろう、知事のところまでは出さない。これでまたやったら。
根本事務局長	今度、3年有効の委員会指示の中でやった場合は、この様式2が行く可能性が出てきますね。
19番 吉田委員	ほかの5キロぐらいの人達は、これは警告ではなく、口頭ですね、注意をしたということになりますね。
根本事務局長	今回、先ほどの保安部の報告の6人については、この警告文を出します。
19番 吉田委員	出すんですね。はい、わかりました。
高濱議長	ほかにございませんか。少々わかりづらい点があるので、どうぞお聞きいただければ幸いです。
8番 村中委員	はい。
高濱議長	はい、どうぞ。

8番 村中委員	一般の方でも違反をして、裏付命令申請が出た場合には、罰せられることがあるという理解でよろしいんですね。
根本事務局長	はい、裏付命令書を受け取った人がもう一度検挙されたら、その人であることがわかればその時点で漁業法違反になります。
8番 村中委員	1年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金、科料になる。
根本事務局長	同じ人がもう一度やると、それになる。
高濱議長	よろしいですか。 では私のほうから、もう1回確認しますね。裏付命令があつて知事のところにこの人が悪いんですよと申請して、県知事は違反者に対して通知を出す形になっていますね。その時点ではまだ罰金などは発生しないんですね。そのあとに何かやったら罰金になる。そういうことですね。
根本事務局長	そうです。あなたは知事から命令の文書もらっているはずなのに、今日違反しましたというようなことが特定されると。
高濱議長	そうすると漁業法で。
根本事務局長	1年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金、科料になる。もらった命令書に違反したということ。
高濱議長	それで漁業法違反になる、という理解ですね。 今までなかった罰則が、場合によっては与えることができるということかと思えます。
高濱議長	ほかにございませんでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	特になければ、原案のとおり内規を取り扱うことといたしまして、今回の海上保安部からの報告の者については、現在の委員会指示の有効期間があと4ヶ月でもありますので、原案のとおり警告としてよろしいでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
高濱議長	はい、ありがとうございます。それでは、そのように決定します。
高濱議長	続きましても協議事項ですが、第8号議案「漁業権一斉切替えのスケジュール・基本方針について」、漁政課から説明をお願いします。
鴨下補佐	(資料8-1～8-6により説明)

高濱議長	この件につきまして、ご意見・ご質問等あればお願いいたします。
19番 吉田委員	(挙手)
高濱議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	漁業の名称で「えむし」というのは、どんなものなんですか。
鴨下補佐	はい、「えむし」というのは具体的にいうとこれだという種ではないんですけど、いわゆるゴカイとかイソメとかそういったものの総称で、餌の虫と書いてえむしというふうに、全国的にそういった名称で漁業権に入っている種類です。
19番 吉田委員	はい、わかりました。
高濱議長	ほかにございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	特になければ、原案のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
鴨下補佐	よろしいでしょうか。
高濱議長	はい。
鴨下補佐	この内容ですけれど、同じ資料を持ちまして11月30日に漁協の事務方に説明して、滞りなく進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。
高濱議長	はい。それでは、漁政課の方で対応方よろしくお願い申し上げます。
高濱議長	続いて、報告事項に移ります。(1)「かじき釣(トローリング)大会の結果について」でございます。 地域振興課の方がいらしてますね。説明をお願いします。
地域振興課益子補佐	(資料9-1~9-3 により説明)
高濱議長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですか。

(委員)	(「はい」の声)
高濱議長	地域振興課の皆さん、ご苦勞様でございました。来年もやるんでしょから、また、よろしくお願ひします。
高濱議長	続いて(2)「ヒラメ資源について」でございます。水産試験場から報告をお願ひいたします。
水産試験場水谷技師	(プロジェクターを使用し、資料10により報告)
高濱議長	はい、ありがとうございます。ひらめのことについて、試験場からの報告でございました。御意見・御質問等ございましたらお願ひ申し上げます。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですか。
(委員)	(「はい」の声)
高濱議長	はい、ありがとうございました。 それでは、次の(3)「鹿島灘はまぐりの資源動向について」に移りたいと思います。引き続き水産試験場から、報告をお願ひします。
水産試験場関根技師	(プロジェクターを使用し、資料11により報告)
高濱議長	はい、ご苦勞様です。ただ今の報告に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願ひいたします。
19番 吉田委員	(挙手)
高濱議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	先日の新聞報道で温暖化の影響ということで茨城県が出ていたんですけど、ひらめ、はまぐりに関しては、どういう見方をされているのかお教願ひしたい。
富永試験場長	(挙手)
高濱議長	はい、水産試験場長。
富永試験場長	先日の新聞報道の方は、共同通信の方から漁政課を通じて、水産試験場へ問い合わせがありましたものを回答したものでございます。紙面にありましたように太刀魚とか伊勢エビについては、温暖化の影響というふうに回答しておりますが、ひらめにつきましては卓越年級群が何年も続けて出てないところではあるんですが、それにつきましてはうちの海域だけではなくて他の海域で似た

ような現象があるので、温暖化の影響と結びつけることは今のところしておりません。

今回の稚魚の分布が今年少なかったということについても、担当者の方としてはひらめは少なかったんですけどほかの稚魚がたくさん獲れていて、そういうものと競合しているのではないかと、餌の取り合いみたいのが起きているのではないかと、そういう仮説を立てながら今調べておりますので、今のところひらめについては温暖化と直接結びつけた解釈はしていない状況でございます。

高濱議長

よろしいですか。

ほかに、日向野委員。

13番 日向野委員

はまぐりについての御説明、どうもありがとうございました。

今回、ふたつばかり質問と、それからひとつ確認がございます。まず質問なんですけれども、はまぐりの漁獲量が令和3年、4年あたりがほしい年間300トンくらいで、今年は400トンくらいになるかもしれませんけれど、そういう状況であることに対して、そのあとに御説明いただいた推定資源量、これが昨年度に比べると1、100トンくらい減っているということで、年間300トンくらいの漁獲に対して推定資源量の方は3倍くらい減っているような感じになっています。この辺の差ですね、漁獲だけじゃなくて自然死亡が多かったのかとか、どんなふうを考えていらっしゃるのかということが1点目の質問です。

2点目の質問なんですけれども、はまぐりの親貝というか漁獲サイズの分布密度を示していただいて、非常に特徴的だなと思ったんですけど、波崎、それから鹿島の平井とか、そういったところは多いんですけども、一方で稚貝の分布の方は一番最後のスライドを見てみますと、サンビーチ、大洗が非常に多いのに対して資源として残っているのが少ない、これはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのですか。

それから3番目、確認なんですけど、全域汀線調査結果、令和2年生まれの分布、これは昨年9月に調べた結果ということでよろしいですか。令和3年の9月に調べて、令和2年の発生率を追跡した、そういうことでよろしいですか。

高濱議長

よろしいですか。それでは、水産試験場で。

黒山定着性資源部長

3番目の質問について、先に御説明いたします。委員さん御質問のとおり、昨年9月に調査した結果となります。今年度につきましてもやっているとところなんですけど、今年度はほとんどバーが現れない、令和3年生まれはほとんどグラフに出てこないという状況でありました。

富永水産試験場長

一つ目の漁獲量300トンに対して資源量が減っている方が多いのではないかの御指摘なんですけど、今回私どもも整理して、そういうところが気になりましたので自然死亡の観点と、それから92箇所の調査結果ですので、やはり誤差というものが考えられますので、そういう部分で精査をしているところでございますので、整理できましたら御報告させていただきたいと思っております。

す。

それから、稚貝の分布がサンビーチとか平井のところに偏っている一方で、漁獲対象の資源については平井沖とか波崎の方に多いという部分についてですが、サンビーチとか平井の稚貝がある程度はそういう漁場の方に移っていくものと考えております。といいますのは、はまぐりの方は波打ちぎわで稚貝が着底してそれが徐々に成長するに従って水深5メートルとかの漁場に移動するという基本的な生態を持ってまして、そういうことから波打ちぎわの稚貝は沖の方に移動するというのを基本と考えております。ただ、サンビーチから平井まで直線的に移動するのかどうかということについては、やはり正直言って謎のところがございます。サンビーチの稚貝を大切にされた方がいいという考えは強く思っておりますけれど、どれくらい保護することで漁場への資源に加入するかというのは正直言いますとはっきり分かっていなくて、調査を続けていきたいなというふうに考えています。ちょっと曖昧な答えしかできなくて申し訳ございません。

13番 日向野委員

ありがとうございます。最初の方の回答に関しては過去のデータが蓄積されていますので、そういったところを遡って解析していただくと非常に興味深い結果が出てくるのかなというふうに思います。また、サンビーチの、大洗あたりに堆積している稚貝の動態をもう少し追跡することによって今後のあり方ですとか、資源形成を促すための活用というか、そういったことにもつながるのかなと思いますので、その辺も調査していただければありがたいと思います。

富永試水産験場長

アドバイスありがとうございました。また整理して、できましたら報告いたします。

高濱議長

ほかにございますでしょうか。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいでしょうか。

(委員)

(「はい」の声)

高濱議長

それでは、「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

根本事務局長

特にございません。

高濱議長

本日の議事は「その他」を含めてすべて終了いたしました。議事以外でも結構でございます、委員の皆様方から何か御意見等ありましたら何なりとお申し付けください。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいですか。委員の皆様方からも特にないようですので、事務局から、次回開催日程をお願いいたします。

根本事務局長

はい。次回は来月12月16日（金）午後2時から、会場はここ、すいさん会館大会議室で開催いたします。

議題につきましては、「まあじ・まいわしに関する令和5管理年度における知事管理の漁獲可能量」についての諮問や、漁業権の切替に関しまして海区漁場計画の案についての協議などを予定しております。

詳細につきましては、追って御連絡いたします。

高濱議長

はい、長時間にわたり御審議ありがとうございました。

それでは、以上をもって、第512回委員会を終了いたします。御苦勞様でございました。

閉会 午後4時24分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和4年11月25日